

(静岡空港管理規則第 16 条第 4 項関係)

○静岡空港の着陸料等算定の特例

(2026 年 4 月 1 日より有効)

制 定 2022 年 12 月 5 日

最終改定 2026 年 3 月 31 日

静岡空港管理規則（以下「管理規則」という。）第 16 条第 1 項の規定に従って算出した着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）に対し、次の通り特例（以下「本特例」という。）を定める。

1. 国際航空に従事する航空機（以下、「国際線」という）に適用される割引

1-1. 国際線着陸料基本割引

(1) 対象

国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、静岡空港と本邦外の他の地点との間に、有償で旅客又は貨物を運送するために静岡空港に着陸した航空機の着陸料。

(2) 適用期間

当分の間

(3) 割引額

割引額は、管理規則別表第 1 の規定にかかわらず、同表の規定により計算して得た額に 5 分の 3 を乗じて得た額とする。(1 円未満は切り上げ)

2. 国内航空に従事する航空機（以下、「国内線」という）に適用される割引

2-1. 国内線着陸料基本割引

(1) 対象

国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、静岡空港と本邦内の他の地点との間に、有償で旅客又は貨物を運送するために静岡空港に着陸した航空機の着陸料。

(2) 適用期間

当分の間

(3) 割引額

割引額は、管理規則別表第 1 の規定にかかわらず、同表の規定により計算して得た額に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。(1 円未満は切り上げ)

3. 国際線又は国内線に適用される割引

3-1. 新規就航着陸料割引

(1) 対象

航空法第 2 条第 18 項の航空運送事業の用に供する航空機（以下「運送事業用航空機」という。）のうち、静岡空港と他の地点との間で新たに運航が開始された路線において一定の日時により航行するものの着陸料。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- ①静岡空港と他の地点との間の路線の運航が廃止又は休止され、静岡空港と静岡空港及び当該他の地点以外の他の地点（以下この号において「経由地点」という。）との間の路線の運航が開始された場合において、静岡空港と経由地点との間の路線及び経由地点と当該他の地点との間

の路線を一体として航行するもの。

②静岡空港と他の地点との間の路線及び当該他の地点と静岡空港及び当該他の地点以外の他の地点（以下この号において「目的地点」という。）との間の路線を一体として航行していたものの運航が廃止又は休止され、静岡空港と目的地点との間の路線の運航が開始された場合において、静岡空港と目的地点との間の路線を航行するもの。

また、運航期間が限定的な路線（期間運航便）がある場合等、富士山静岡空港株式会社が必要と認める時は、新規就航割引の適用可否の査定を行うことができる。

（２）適用期間

当該路線の運航開始日から起算して１年間

（３）割引額

管理規則別表第１の規定にかかわらず、着陸料の全額

3-2. 増便着陸料割引

（１）対象

運送事業用航空機のうち、静岡空港と他の地点との間で既に運航されている路線において運航回数の増加（当該運航回数の増加により運航回数が当該路線のこれまでの最大運航回数を超えることとなる場合に限る。）に伴い新たに定められた一定の日時により航行するものの着陸料。

ただし、運航期間が限定的な路線（期間運航便）がある場合等、富士山静岡空港株式会社が必要と認める時は、新規就航割引の適用可否の査定を行うことができる。

（２）適用期間

当該運航回数の増加が行われた日から起算して１年間

（３）適用条件

3-1(1)で規定する航空機を運航する航空運送事業者が、旅客又は貨物を一定の日時により有償で運送した定期路線であり、前年同月と比較し、同一の定期路線便の運航回数が増加した場合。ただし、運航回数が当該路線のこれまでの最大運航回数を超えることとなる場合に限る。（以下、「増便」という）

（４）割引額

管理規則別表第１の規定にかかわらず、着陸料の全額

3-3. 新規就航停留料割引

（１）対象

運送事業用航空機のうち、静岡空港と他の地点との間で新たに運航が開始された路線又は既に運航されている路線において一定の日時により航行するものであって、着陸後、引き続き停留し、当該着陸をした日の翌日に離陸する運航の形態（以下「夜間停留」という。）を新たに取るもの。

ただし、運航期間が限定的な路線（期間運航便）がある場合等、富士山静岡空港株式会社が必要と認める時は、新規就航停留料割引の適用可否の査定を行うことができる。

（２）適用期間

当該夜間停留が新たに開始された日から起算して１年間

（３）割引額

管理規則別表第１の規定にかかわらず、停留料の全額

4. 本特例の実施条件

- (1) 上記割引は重複して適用しないものとし、適用される割引のうち、最も割引額が大きくなる割引のみを適用するものとする。なお、「3-1. 新規就航着陸料割引」「3-3. 新規就航停留料割引」については、一の航空運送事業者が運航する一の路線につき、1回限り適用するものとする。また、定期路線便の運航業務が子会社等の別の航空運送事業者に移管された場合などの場合において、新規路線として認められない場合は本特例を適用しないことがある。
- (2) 離着陸等施設を使用する者は、本特例が適用された使用料金を支払うものとする。なお空港会社に支払うべき使用料金に未払金がある場合は、その残高の多寡及び未払いの早期解消見込みの有無にかかわらず、各割引の適用条件を満たす場合であっても、本特例は適用されない。

附 則 本特例は、2023年1月1日から施行する。

附 則 本特例は、2023年4月1日から施行する。

附 則 本特例は、2024年4月1日から施行する。

附 則 本特例は、2025年4月1日から施行する。

附 則 本特例は、2026年4月1日から施行する。